財 政 課

令和7年度 三原市一般会計補正予算（第1号）等の概要

1 補正予算

（単位：千円）

区　　分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一　般　会　計	54,468,000	540,180	55,008,180
特　別　会　計	23,393,200	14,360	23,407,560
うち、公共用地先行取得事業特別会計	179,070	35,520	214,590
うち、土地区画整理事業特別会計	783,300	△ 35,520	747,780
うち、国民健康保険（事業勘定）特別会計	9,882,350	10,250	9,892,600
うち、後期高齢者医療特別会計	1,931,280	4,110	1,935,390
企　業　会　計	6,676,417	－	6,676,417
計	84,537,617	554,540	85,092,157

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

(A) 総合経済対策に関するもの　(434,584 千円)

総務費	物価高騰対応重点支援事業費…p. 8～12	434,584 千円
	（定額減税補足給付金事業	183,500 千円）
	（消費喚起キャッシュレス還元事業	200,000 千円）
	（社会福祉事業者支援給付金事業	36,940 千円）
	（児童福祉事業者支援給付金事業	2,670 千円）
	（特定教育・保育事業者等支援給付金事業	950 千円）
	（世羅中央病院企業団支援給付金事業	524 千円）
	（農林水産事業者支援給付金事業	10,000 千円）

(B) 国・県支出金の増に伴うもの　(84,028 千円)

① 総務費	地域デジタル化推進事業費…p. 5	31,000 千円
	生活航路運航事業費…p. 7	10,904 千円
	戸籍住民基本台帳事務費…p. 13	5,513 千円
② 土木費	市道改良事業費…p. 19～21	24,300 千円
③ 消防費	消防団活動事業費…p. 22	4,100 千円
④ 教育費	学ぶ力育成事業費…p. 23	6,710 千円
	体力向上支援事業費…p. 24	1,501 千円

(C) 事業費の増に伴うもの　(23,368 千円)

① 議会費	議会運営事務費…p. 4	67 千円
② 総務費	秘書事務費…p. 4	278 千円
	庁舎維持管理費（財産管理費）…p. 4	257 千円
	公用車維持管理費…p. 4	123 千円
	市民協働のまちづくり推進事業費…p. 6	5,000 千円
③ 民生費	障害者自立支援事業費…p. 14	2,200 千円
	障害者援護事業費…p. 15	1,292 千円
	生活保護事務費…p. 17	550 千円
④ 農林水産業費	派遣職員負担金…p. 18	8,500 千円
⑤ 消防費	庁舎維持管理費（常備消防費）…p. 4	1,950 千円
	庁舎維持管理費（世羅消防署費）…p. 4	256 千円
⑥ 教育費	施設維持管理費（小学校費）…p. 26	330 千円
	施設維持管理費（中学校費）…p. 26	165 千円
	文化振興事業費…p. 27	2,400 千円

(D) 特別会計への繰出金に関するもの　(△ 1,800 千円)

① 総務費	公共用地先行取得事業特別会計	20 千円
② 土木費	土地区画整理事業特別会計	△ 1,820 千円

(E) 債務負担行為　(682,479 千円)

追加	期間	限度額
保育所給食調理業務委託事業		
（糸崎・幸崎・中之町保育所）…p.16	R7～R12	303,000 千円
給食調理業務委託事業（西部共同調理場）…p.25	R7～R12	376,000 千円
学校空調設備整備ＰＦＩ事業		
（維持管理費追加分　その２）…p.26	R7～R14	3,017 千円
学校特別教室空調設備維持管理事業		
（維持管理費追加分　その２）…p.26	R7～R14	462 千円

○　特別会計

(A) 公共用地先行取得事業特別会計　(35,520 千円)
事業費の組替えに関するもの…p.28　35,520 千円

(B) 土地区画整理事業特別会計　(△ 35,520 千円)
国・県支出金の減に伴うもの…p.28　△ 35,520 千円

(C) 国民健康保険（事業勘定）特別会計　(10,250 千円)
事業費の増に伴うもの…p.29～30　10,250 千円

(D) 後期高齢者医療特別会計　(4,110 千円)
事業費の増に伴うもの…p.31　4,110 千円

テレビ受信料　2,931千円

テレビ受信機能が付いている携帯電話及びカーナビ搭載公用車のNHK受信契約が未締結であったことに伴い、改めて受信契約を締結し、受信料を支払うため、増額補正する。

対象設備	台数	対象月数
携帯電話	5台	838か月
カーナビ搭載公用車	16台	1,432か月
計	21台	2,270か月

款	項	目	事項名	所属	補正額（千円）
1	1	1	議会運営事務費	議会事務局	67
2	1	1	秘書事務費	秘書課	278
2	1	7	庁舎維持管理費	総務課	257
2	1	7	公用車維持管理費	財産管理課	123
9	1	1	庁舎維持管理費	消防総務課	1,950
9	1	4	庁舎維持管理費	世羅消防署	256
計					2,931

支出科目	2款：総務費　1項：総務管理費　4目：情報推進費
長期総合計画	6-2-1 デジタル化の推進
担当課	デジタル化戦略課
事業名	地域デジタル化推進事業費

補正の理由	新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定に伴い、デジタル化推進事業の進捗を図るため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	20,927	0	0	0	0	20,927
補正額	31,000	15,500	0	0	0	15,500
補正後	51,927	15,500	0	0	0	36,427

事業内容

新しい地方経済・生活環境創生交付金活用事業　31,000千円

新しい地方経済・生活環境創生交付金に採択され、令和7年4月1日付けで交付決定を受けたため、事業を実施する。

(1) 公共施設予約システム高度化事業　16,000千円（デジタル実装型（TYPE1））

ア　広島県内及び山口県内の24自治体が共同調達・共同利用する「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」の導入

予約可能施設：36施設を追加し、50施設(やまみ三原運動公園、芸術文化センター　ポポロ等)で利用予定

主な機能：オンラインによる施設の空き状況の確認、予約、使用料の支払が可能

利用者登録：マイナンバーカードによる利用者登録が可能

イ　スマートロック対応施設の拡充

小・中学校体育館、人権文化センター等の公共施設13施設13か所にスマートロックの設置を進め、計30施設33か所で利用予定

上記アとの連携：公共施設予約サービスと連携し、暗証番号による鍵の受渡しが可能

(2) まちづくりの担い手拡大事業　15,000千円（第2世代交付金）

中心市街地の祭りやイベントの担い手不足など、地域課題の解決に関わる人材をデジタル上のグループに呼び込み、見える化する基盤づくりを支援

運営主体：株式会社まちづくり三原

事業内容：グループへの参加者を呼び込むためのイベント、広告等の実施
解決したい課題を活動テーマ（クエスト）として設定し、クリアに応じたポイントや特典を付与することにより、地域課題の解決への取組を促進

期待する効果：グループへの参加を通じた地域課題解決策の構築や実践
市内外の参加者等による、祭り等の地域イベントへの協力や参加、三原市へ訪れてもらうきっかけづくり

支出科目	2款：総務費　1項：総務管理費　10目：地域振興費
長期総合計画	1-2-2 市民協働のまちづくりの推進
担当課	地域企画課
事業名	市民協働のまちづくり推進事業費

補正の理由	一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	2,317	0	0	0	0	2,317
補正額	5,000	0	0	0	5,000	0
補正後	7,317	0	0	0	5,000	2,317

事業内容

コミュニティ助成事業　5,000千円

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）に採択されたことに伴い、コミュニティ活動に必要な備品の整備に対する補助を行う。

令和7年度採択事業

一般コミュニティ助成事業

実施団体	事業内容	補助額
本町連合町内会（本町）	備品（パソコン、プリンター、テレビ等）の整備	2,500千円
三原ダイヤハイツ自治会（沼田東町）	備品（テント、キッズマット、テーブル等）の整備	2,500千円

支出科目	2款：総務費　1項：総務管理費　10目：地域振興費
長期総合計画	3-6-7 持続可能な地域公共交通網の形成
担当課	生活環境課
事業名	生活航路運航事業費

補正の理由	県補助金の交付要綱の改正により、補助対象経費が拡充されたことに伴い、市が事業者に対して交付する補助金額が増額するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	45,490	0	18,447	0	0	27,043
補正額	10,904	0	5,452	0	0	5,452
補正後	56,394	0	23,899	0	0	32,495

事業内容

生活航路運航事業　10,904千円

広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱の改正（令和7年3月31日施行）により、これまで補助対象となっていなかった経費（用船料など）が対象になったことに伴い、市が事業者に対して交付する補助金額を増額する。

補正内容　　単位　千円

対象航路	広島県域割合	三原市寄港割合	補正前		補正額		補正後	
			補助対象額	市支出額	補助対象額	市支出額	補助対象額	市支出額
土生～三原港	87.4%	37.0%	36,168	11,695	5,901	1,909	42,069	13,604
須波～沢港	100.0%	75.0%	33,601	25,200	11,993	8,995	45,594	34,195
計			69,769	36,895	17,894	10,904	87,663	47,799

※市支出額＝補助対象額×広島県域割合×三原市寄港割合

支出科目	2款：総務費　1項：総務管理費　18目：物価高騰対応重点支援事業費
長期総合計画	―
担当課	経営企画課、市民税課、保健福祉課、障害者福祉課、高齢者福祉課、こども保育課、子育て支援課、商工振興課、農林水産課、教育振興課
事業名	物価高騰対応重点支援事業費

補正の理由	令和6年分所得等の確定により、不足額給付の対象者数及び1件当たり給付額が見込みより増加したため及び物価高騰等の影響を受けている生活者や事業者を支援するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	259,161	259,161	0	0	0	0
補正額	434,584	368,161	0	0	0	66,423
補正後	693,745	627,322	0	0	0	66,423

事業内容

物価高騰対応重点支援地方創生交付金活用事業　434,584千円

1　定額減税補足給付金事業（不足額給付）　183,500千円

令和6年分所得等の確定により、不足額給付の対象者数及び1件当たり給付額が見込みより増加したため、増額補正する。

(1) 給付金概要

令和6年度定額減税補足給付金事業（以下「R6当初給付」という。）においては、迅速な給付を実現させるため、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）により、令和6年分所得税額を見込みで算出し、先行して給付を行った。

その後、確定した令和6年分所得税額等を基に、R6当初給付との差額を支給する。

※R6当初給付対象者数及び額　約16,094人、R6当初給付総額　658,600千円

(2) 対象者　※対象者は下記のア又はイに該当する者

ア　R6当初給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額とR6当初給付との間で差額が生じた者

イ　本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者（例：事業専従者、合計所得48万円超の者）及び転入者

(3) 補正額

区分	補正前		補正額		補正後	
	対象者数	金額	対象者数	金額	対象者数	金額
対象者ア	4,900人	104,500千円	4,200人	144,300千円	9,100人	248,800千円
対象者イ	2,200人	85,500千円	1,300人	21,900千円	3,500人	107,400千円
小計	7,100人	190,000千円	5,500人	166,200千円	12,600人	356,200千円
事務費	―	20,500千円	―	17,300千円	―	37,800千円
合計	7,100人	210,500千円	5,500人	183,500千円	12,600人	394,000千円

(4) 給付スケジュール（予定）

令和7年6月　給付対象者及び給付額の確定
令和7年7月　委託業者との連絡調整、支給準備期間
令和7年8月　対象者への通知及び給付開始
令和7年10月　申請締切
令和7年12月　給付完了

２　推奨事業メニュー分活用事業　251,084千円

(1) エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者への支援

（生活者支援・事業者支援）

区分	補正額（千円）	事業概要
消費喚起キャッシュレス還元事業 【商工振興課】	200,000	二次元コード決済事業者と連携し、対象店舗でのキャッシュレス決済に伴いポイントを還元することで、市内の消費喚起を図る。 〔対象店舗〕 市内に本店を有する事業者の市内店舗 （ドラッグストア、コンビニエンスストアを除く。） 〔還元対象者〕 対象店舗でキャッシュレス決済を行う消費者 〔付与率〕 20% 〔付与上限〕 1回当たり2千円（1人当たり最大20千円） 〔付与総額〕 185,000千円 〔実施期間〕 令和7年10月20日から令和7年11月30日まで（予定）
社会福祉事業者支援給付金事業　36,940千円		
社会福祉事業者支援給付金事業 【障害者福祉課】	8,970	市内で障害福祉サービスを行う事業者に対して支援金を給付することにより、事業者の事業継続を支援する。 〔支援金額〕 入所施設 1施設当たり500千円×4施設 通所系事業所 1事業所当たり150千円×46事業所 訪問等事業所 1事業所当たり70千円×1事業所
社会福祉事業者支援給付金事業 【高齢者福祉課】	27,970	市内で介護保険サービスを行う事業者に対して支援金を給付することにより、事業者の事業継続を支援する。 〔支援金額〕 入所施設（定員30人以上） 1施設当たり500千円×18施設 入所施設（定員30人未満） 1施設当たり200千円×10施設 通所系事業所 1事業所当たり150千円×73事業所 訪問等事業所 1事業所当たり70千円×86事業所

区分	補正額（千円）	事業概要
児童福祉事業者支援給付金事業　2,670千円		
児童福祉事業者支援給付金事業 【子育て支援課】	290	市内で母子生活支援施設又は民間放課後児童クラブを運営している事業者に対して支援金を給付することにより、事業者の事業継続を支援する。 〔支援金額〕 母子生活支援施設 1施設当たり150千円×1施設 民間放課後児童クラブ 1事業所当たり70千円×2事業所
児童福祉事業者支援給付金事業 【こども保育課】	2,380	市内で保育所又は認定こども園等を運営している事業者に対して支援金を給付することにより、事業者の事業継続を支援する。 〔支援金額〕 定員1～19人の施設 1施設当たり70千円×4施設 定員20～99人の施設 1施設当たり150千円×10施設 定員100～199人の施設 1施設当たり200千円×3施設
特定教育・保育事業者等支援給付金事業 【教育振興課】	950	市内で幼稚園又は認定こども園を運営している事業者に対して支援金を給付することにより、事業者の事業継続を支援する。 〔支援金額〕 定員20～99人の施設 1施設当たり150千円×1施設 定員100～199人の施設 1施設当たり200千円×4施設
世羅中央病院企業団支援給付金事業 【保健福祉課】	524	県が実施する物価高騰に係る医療事業者補助事業の対象とならない公立病院に対して県補助事業の単価と同額の支援金を給付することにより、事業者の事業継続を支援する。 〔対象〕 世羅中央病院企業団 〔支援金額〕 公立世羅中央病院分 14.5千円×病床数155床＝2,248千円 2,248千円×22.9％＝515千円 公立くい診療所分 無床診療所1施設当たり40千円 40千円×22.9％＝9千円 ※22.9％は世羅中央病院企業団病院運営費の三原市負担割合

区分	補正額 （千円）	事業概要
農林水産事業者支援給付金事業 【農林水産課】	10,000	農林水産事業者に対して動力光熱費の高騰分の一部を支援することにより、事業者の事業継続を支援する。 〔対象〕 次の①～④の全てを満たす者 ①申請日時点において、本市に住民票を有する個人又は市内に事務所等を有する法人 ②農林水産業を営んでいること ③所得税又は法人税の青色申告を行っていること ④市税の滞納がないこと 〔想定対象事業者数〕 145事業者 〔支援金額〕 青色申告で申告した動力光熱費 100千円以上200千円未満の事業者 1事業者当たり15千円 200千円以上600千円未満の事業者 1事業者当たり40千円 600千円以上1,000千円未満の事業者 1事業者当たり80千円 1,000千円以上の事業者 1事業者当たり100千円

3　参考（地方創生臨時交付金の活用状況）

【歳入】　単位　千円

区分	交付限度額	予算計上額	備考
推奨事業メニュー分 （令和6年度からの本省繰越分）	189,846	48,661	当初予算分
		141,185	今回補正分
推奨事業メニュー分 （令和7年度予備費分）	43,476	43,476	今回補正分
給付金・定額減税一体支援枠 （令和6年度からの本省繰越分）	394,000	210,500	当初予算分
		183,500	今回補正分
計	627,322	627,322	

※給付金・定額減税一体支援枠については、令和5年所得等を基に算定した給付済額と令和6年分所得等の確定により算定した本来給付すべき額の差額を不足額給付金として給付

【歳出】　単位　千円

区分		事業費	交付金充当額	その他特財	一般財源
推奨事業メニュー分	当初予算	48,661	48,661	0	0
	今回補正	251,084	184,661	0	66,423
給付金・定額減税一体支援枠	当初予算	210,500	210,500	0	0
	今回補正	183,500	183,500	0	0
計		693,745	627,322	0	66,423

支出科目	2款：総務費　3項：戸籍住民基本台帳費　1目：戸籍住民基本台帳費
長期総合計画	6-1-1 適正・効果的な行政運営の推進
担当課	市民課
事業名	戸籍住民基本台帳事務費

補正の理由	戸籍に振り仮名を追加するために必要な事務補助員に係る経費が、新たに国庫補助の対象となったため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	59,048	50,753	92	0	8,203	0
補正額	5,513	5,513	0	0	0	0
補正後	64,561	56,266	92	0	8,203	0

事業内容

戸籍住民基本台帳事務事業　5,513千円

戸籍に振り仮名を追加するために必要な事務補助員に係る経費が、新たに国庫補助の対象となったことに伴い、事務補助員を雇用する。

(1) 概要

令和5年6月に戸籍法が改正され、令和7年5月26日（施行日）以降、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなった。

令和7年2月6日付「社会保障・税番号制度システム整備費補助金（氏名の振り仮名の法制化に係るものに限る。）交付要綱」において、通知書の印刷・発送に係る経費及び戸籍情報システムの改修に係る経費に加え、振り仮名を追加するために必要な事務補助員に係る人件費等が補助対象経費となったため、事務補助員を雇用する。

(2) スケジュール

令和7年7月　振り仮名届出専用窓口の開設（設置期間　令和7年12月まで）

令和7年8月　戸籍記載者へ仮振り仮名の通知

令和8年5月　未届者の戸籍へ通知した仮振り仮名を記載

支出科目	3款：民生費　1項：社会福祉費　2目：障害者福祉費
長期総合計画	3-2-3 障害者福祉の充実
担当課	障害者福祉課
事業名	障害者自立支援事業費

補正の理由	令和7年10月から障害福祉サービス「就労選択支援」が開始となることに伴い、システム改修を行うため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	2,548,438	1,272,435	636,217	0	0	639,786
補正額	2,200	1,100	0	0	0	1,100
補正後	2,550,638	1,273,535	636,217	0	0	640,886

事業内容

障害福祉サービスシステム改修事業　2,200千円

障害福祉サービスについて、令和7年10月から新たに就労選択支援が開始となるため、支給決定等に係るシステム改修を行う。

(1) 就労選択支援の概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等にあった選択を支援するもの。

ア　支援の概要

(ｱ) アセスメントの実施

(ｲ) 関係機関とのケース会議の実施

(ｳ) 利用者への進路選択に資する情報提供

イ　対象者

障害福祉サービスである就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向のある者等

(2) 就労選択支援開始時期

令和7年10月

(3) システム改修時期

令和7年6月～9月

(4) 改修内容

障害福祉サービスにおける就労選択支援創設対応

ア　就労選択支援サービスコード等の追加

イ　画面及び帳票の改修（決定通知書、受給者証、受給者台帳等）

支出科目	3款：民生費　1項：社会福祉費　2目：障害者福祉費
長期総合計画	3-2-3 障害者福祉の充実
担当課	障害者福祉課
事業名	障害者援護事業費

補正の理由	社会福祉施設において、県補助金を受けて緊急災害時用自家発電設備を整備する法人を支援するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	367,325	25,238	165,696	0	1	176,390
補正額	1,292	0	0	0	0	1,292
補正後	368,617	25,238	165,696	0	1	177,682

事業内容

社会福祉施設整備費補助事業　1,292千円

災害に備える大規模修繕として、社会福祉法人三原のぞみの会が障害者支援施設「泉の里」に緊急災害時用の自家発電設備を整備するため、補助金を交付する。

補助対象事業者　社会福祉法人三原のぞみの会

施設名称　障害者支援施設「泉の里」（三原市小泉町1044番地）

整備内容　緊急災害時用自家発電設備の整備

整備効果　施設機能を3日間維持

建物構造・規模　鉄筋コンクリート造3階建　延床面積1,479.02㎡

利用定員　　32人（入所30人、短期入所2人）

補助基本額　工事予定額　29,022千円　国庫補助基本額　21,767千円

補助金額　　1,292千円（補助基本額21,767千円×95%×1/16）

支出科目	3款：民生費　2項：児童福祉費　2目：保育所費
長期総合計画	2-1-1 子ども・子育て支援の充実
担当課	こども保育課
事業名	施設維持管理費

補正の理由	公立保育所（糸崎、幸崎、中之町）における給食調理業務を民間事業者に委託し、効率的かつ安定的に実施するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	449,184	129	3,325	31,900	28,368	385,462
補正額	0	0	0	0	0	0
補正後	449,184	129	3,325	31,900	28,368	385,462

事業内容

保育所給食調理業務委託事業（糸崎・幸崎・中之町保育所）【債務負担行為】　303,000千円

公立保育所3施設の給食調理業務について、民間事業者に委託し、効率的かつ安定的に実施することに伴い、本年度中に契約を締結するため、債務負担行為を設定する。

(1) 債務負担行為

ア 期間　令和7年度から令和12年度まで

イ 限度額　303,000千円

(2) 委託施設

糸崎保育所、幸崎保育所、中之町保育所

(3) 業務内容

食材調達、調理、盛り付け、後片付け、洗浄、消毒、残菜等の処理、衛生管理、労働安全衛生等

(4) 実施日数

年間292日程度

(5) 人員数及び食数

区分		糸崎保育所	幸崎保育所	中之町保育所	計
児童数（1日当たり）		34人	30人	53人	117人
職員数（1日当たり）		12人	12人	17人	41人
食数（履行期間中の延べ人数）	午前食※	21,375食	12,255食	27,475食	61,105食
	昼食※	62,725食	58,975食	98,860食	220,560食
	おやつ※	45,205食	41,455食	74,040食	160,700食
	食数計	129,305食	112,685食	200,375食	442,365食

※午前食対象者:3歳未満児、昼食対象者：全児童及び職員、おやつ対象者:全児童

(6) 契約相手方の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

(7) スケジュール（予定）

令和7年7月	プロポーザル実施公告
令和7年9月	優先交渉権者決定
令和7年10月	優先交渉権者との交渉及び契約締結
令和7年11月～令和8年3月	給食調理業務の引継ぎ及び試行等
令和8年4月	委託による給食調理業務開始

支出科目	3款：民生費　3項：生活保護費　1目：生活保護総務費
長期総合計画	3-2-4 社会保障制度の適正な運営
担当課	社会福祉課
事業名	生活保護事務費

補正の理由	生活扶助基準の見直し等に伴い、生活保護システムの改修を行うため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	13,084	5,372	0	0	339	7,373
補正額	550	275	0	0	0	275
補正後	13,634	5,647	0	0	339	7,648

事業内容

生活保護システム改修事業　550千円

令和7年10月からの生活扶助基準の見直しに伴う特例加算の引上げ及び令和8年4月からの被保護者調査の調査項目変更等に伴う対応のため、生活保護システムの改修を行う。

(1) 生活扶助基準の見直しによる特例加算の引上げ

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じた改定が行われており、令和7年10月からは、1人当たり月額1,000円の特例加算が1,500円に引き上げられることになった。

(2) 被保護者調査の調査項目変更等

令和7年度に国の生活保護業務データシステムの改修が予定されていることに伴い、自治体側の生活保護システムにおいても、調査項目の変更やエラーチェックの拡充等に対応するためのシステム改修を行う。

支出科目	6款：農林水産業費　1項：農林水産業費　2目：農林水産業総務費
長期総合計画	6-1-2 適正な財政運営の推進
担当課	職員課
事業名	派遣職員負担金

補正の理由	福山市と相互の職員派遣を行うことに伴い、派遣職員負担金が必要となったため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	8,500	0	0	0	0	8,500
補正後	8,500	0	0	0	0	8,500

事業内容

派遣職員負担金　8,500千円

福山市と備後圏域内の連携を深め、圏域の課題解決や活性化につなげることを目的とし、令和7年3月31日付けで備後圏域連携強化に係る派遣職員の取扱いに関する協定を締結した。

協定により、福山市と三原市が相互に職員派遣を実施することとしているが、派遣される職員の給与は派遣元の市が支給し、当該職員に係る人件費について、派遣先の市が派遣元の市に負担金を支払うこととされている。

令和7年度から職員派遣を受けることに伴い、負担金が必要となったため、補正を行うもの。

支出科目	8款：土木費　2項：道路橋梁費　3目：道路新設改良費
長期総合計画	3-6-2 快適で安全な道路網の形成
担当課	土木建設課
事業名	市道改良事業費

補正の理由	国交付金の内示増に伴い、事業費を増額し、事業の進捗を図るため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	505,900	134,075	0	355,800	0	16,025
補正額	24,300	12,150	0	10,900	0	1,250
補正後	530,200	146,225	0	366,700	0	17,275

事業内容

市道改良事業　24,300千円

社会資本整備総合交付金の内示増に伴い、事業費を増額し、事業の進捗を図る。

事業費内訳　　単位　千円

路線名	節	説明名称	補正前	補正額	補正後
揚田線	12	測量・調査・設計委託料	10,000	7,500	17,500
明神37号線	14	社会資本整備総合交付金工事費	1,500	0	1,500
原田見熊線	14	社会資本整備総合交付金工事費	44,000	16,800	60,800
	21	物件移転補償費	1,000	0	1,000
計			56,500	24,300	80,800

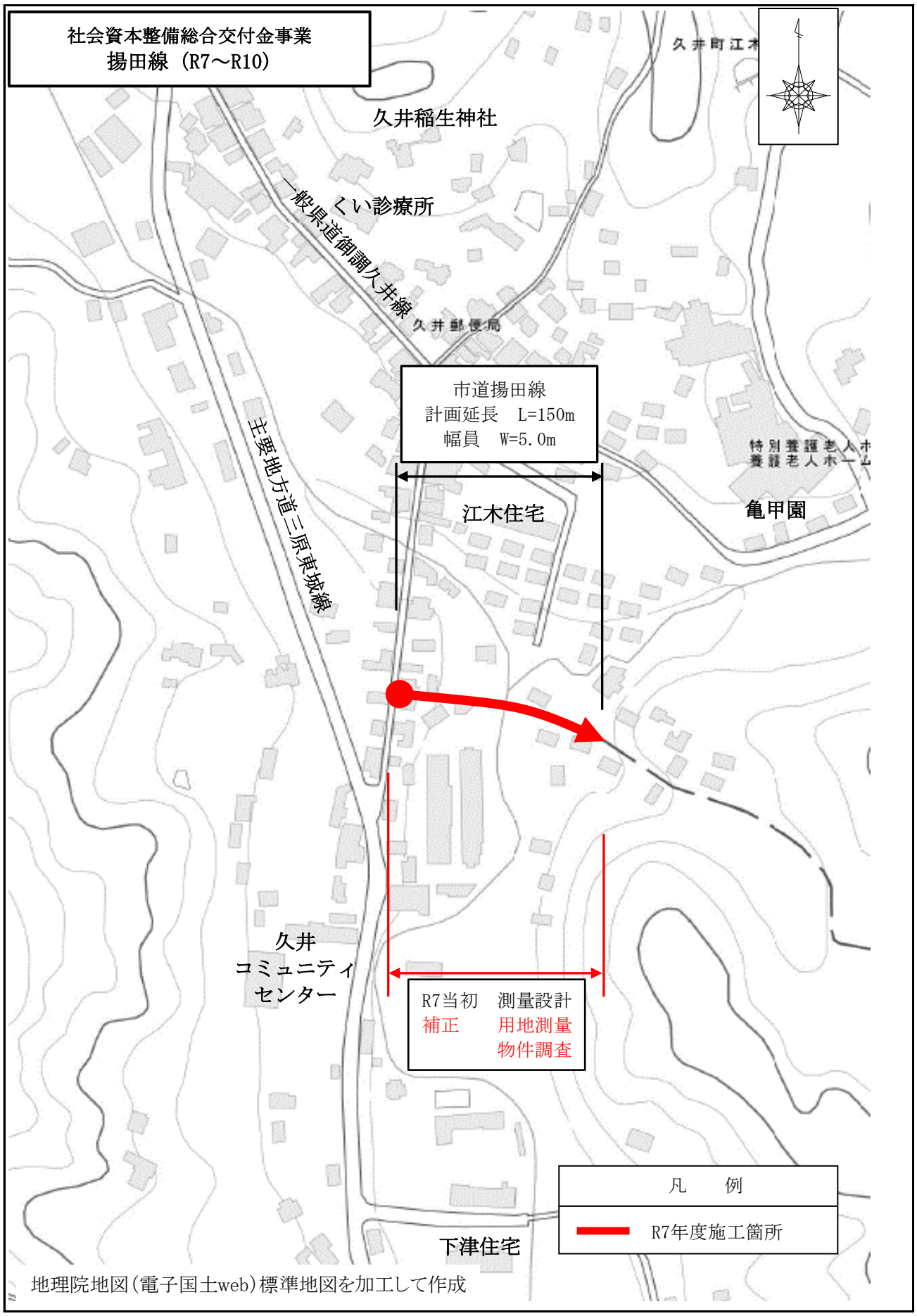

地理院地図(電子国土web)標準地図を加工して作成

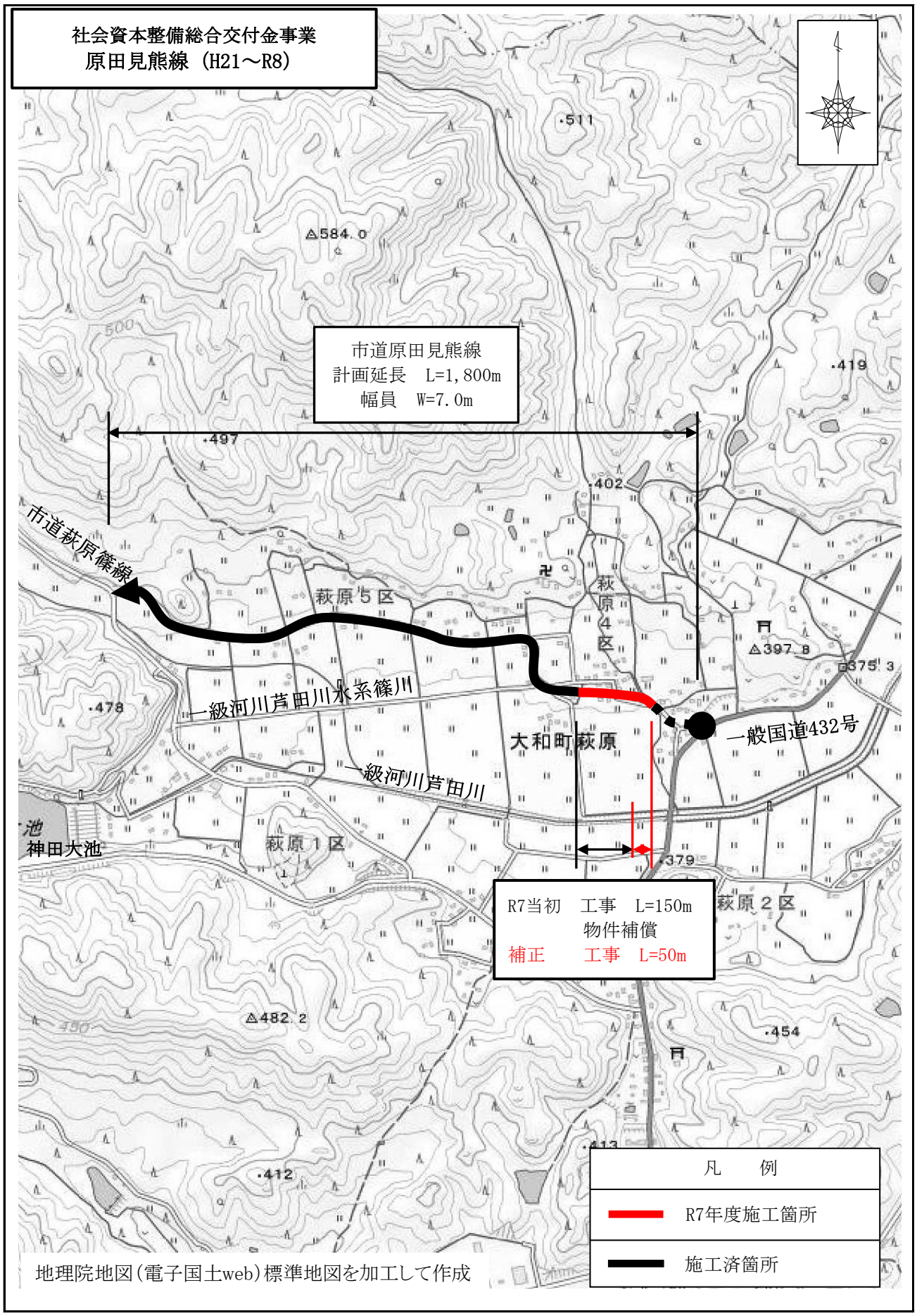
社会資本整備総合交付金事業
原田見熊線（H21～R8）
市道原田見熊線
計画延長 L=1,800m
幅員 W=7.0m
市道萩原篠線
萩原5区
萩原4区
一級河川芦田川水系篠川
一級河川芦田川
大和町萩原
一般国道432号
神田大池
萩原1区
萩原2区
R7当初 工事 L=150m
物件補償
補正 工事 L=50m
凡 例
R7年度施工箇所
施工済箇所
地理院地図(電子国土web)標準地図を加工して作成

支出科目	9款：消防費　1項：消防費　2目：非常備消防費
長期総合計画	3-4-1 消防・救急体制の整備
担当課	消防総務課
事業名	消防団活動事業費

補正の理由	国の消防団の力向上モデル事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	57,166	0	0	0	0	57,166
補正額	4,100	4,100	0	0	0	0
補正後	61,266	4,100	0	0	0	57,166

事業内容

消防団の力向上モデル事業　4,100千円

総務省消防庁が募集する消防団の力向上モデル事業に採択されたことに伴い、消防団へのニーズが高まる中、消防団員は減少しているという社会環境の変化に対応するため、消防団に配置された教育指導専門員を中心とした魅力ある消防団を構築する事業を実施する。

(1) 訓練用資機材の整備

教育指導専門員※の組織改革を行い、エリアごとの訓練を推進するための訓練用資機材（消火栓トレーニングキット、ホース、火災性状学習キット、トランシーバー等）を整備する。

(2) デジタル化の推進

ア　仕事の都合等で訓練に参加できない団員に対し、訓練映像や各種要領についてオンラインを活用して共有するための動画撮影用機材を整備する。

イ　オンライン会議や紙媒体ではない資料提供等を推進するため、タブレット端末を配備する。

(3) イメージアップ広報

デジタル化推進のために整備する動画撮影用資機材を用いて、魅力ある消防団を感じられるような広報を展開する。

(4) 教育指導専門員の士気高揚

教育指導専門員のやりがいや士気の高揚を図るため、専用のヘルメット・ワッペン等の装備を整備する。

※教育指導専門員

消防団員の知識及び技術の向上を図るため、方面隊長の推薦により選出された消防団員であり、消防団訓練の企画・立案を行い、消防団員への指導を行う。各方面隊に3人以上配置しているもの。7方面隊　23人在籍（令和7年4月1日現在）

支出科目	10款：教育費　1項：教育総務費　2目：学校教育指導費
長期総合計画	2-2-1 学校教育・就学前教育の充実
担当課	学校教育課
事業名	学ぶ力育成事業費

補正の理由	国交付金の交付決定に伴い、既定予算の財源を組み替えるとともに、令和8年度及び令和9年度分のクラウドサービス利用料を一括して支出するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	365,903	0	38	0	16,347	349,518
補正額	6,710	5,032	0	0	0	1,678
補正後	372,613	5,032	38	0	16,347	351,196

事業内容

デジタル採点システム整備事業　6,710千円

デジタル採点システム整備事業のうちのクラウドサービス利用料について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型（TYPE1））の交付決定があったことに伴い、既定予算の財源を組み替える。

また、契約年度に複数年度分を一括して支出する場合、当該交付金の対象となるため、令和8年度及び令和9年度分のクラウドサービス利用料を増額補正し、長期継続契約締結後、令和7年度から令和9年度までのクラウドサービス利用料を前金払により支出する。

単位　千円

節	説明	区分		事業費	財源内訳	
					国庫支出金	一般財源
13	ソフトウェア使用料	令和7年度分	補正前	3,355	0	3,355
			補正額	0	1,677	△ 1,677
			補正後	3,355	1,677	1,678
		令和8年度分	補正前	0	0	0
			補正額	3,355	1,677	1,678
			補正後	3,355	1,677	1,678
		令和9年度分	補正前	0	0	0
			補正額	3,355	1,678	1,677
			補正後	3,355	1,678	1,677
計			補正前	3,355	0	3,355
			補正額	6,710	5,032	1,678
			補正後	10,065	5,032	5,033

支出科目	10款：教育費　1項：教育総務費　2目：学校教育指導費
長期総合計画	2-2-1 学校教育・就学前教育の充実
担当課	学校教育課
事業名	体力向上支援事業費

補正の理由	県の地域スポーツクラブ活動体制整備事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	13,456	0	2,094	0	0	11,362
補正額	1,501	0	1,501	0	0	0
補正後	14,957	0	3,595	0	0	11,362

事業内容

地域スポーツクラブ活動体制整備事業　1,501千円

生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立をめざし、休日の中学校部活動の段階的な地域展開に向けて実践研究を継続して行う。

昨年度に実施した種目のほか、新たに指導者を確保することができたバスケットボール及びサッカーを種目に加えて実施する。

(1) 対象となる活動
学校部活動の地域展開のために実施する地域スポーツ活動

(2) 活動日　学校休業日（年間36日程度）

(3) 指導者　市体育協会加盟団体から推薦された指導者

(4) 参加対象　市立中学校に在籍する生徒

(5) 参加料
各活動団体において、下記費用を徴収する。

ア　スポーツ安全保険
参加生徒1人当たり800円

イ　活動に必要な消耗品、備品等の実費
別途、活動団体ごとに設定する額

(6) 活動場所及び種目　※各種目いずれも男子・女子の活動を実施

活動場所	種目	備考
第二中学校	バスケットボール	新規実施
第三中学校	卓球	前年度から継続実施
	陸上競技	前年度から継続実施
第五中学校	バレーボール	前年度から継続実施
三原小学校等	サッカー	新規実施

(7) 前年度までの実施状況

活動場所	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	種目	参加人数	種目	参加人数	種目	参加人数
第三中学校	バスケットボール	22人	バスケットボール	23人	卓球	22人
	ソフトテニス	28人	ソフトテニス	19人	陸上競技	7人
第五中学校	－	－	バレーボール	21人	バレーボール	25人
本郷中学校	－	－	バスケットボール	18人	－	－
三原小学校等	－	－	サッカー	8人	－	－
計	－	50人	－	89人	－	54人

支出科目	10款：教育費　1項：教育総務費　3目：学校給食施設費
長期総合計画	2-2-1 学校教育・就学前教育の充実
担当課	学校給食課
事業名	施設維持管理費

補正の理由	西部共同調理場における給食調理業務を民間事業者に委託し、効率的かつ安定的に実施するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	692,838	0	0	0	254,583	438,255
補正額	0	0	0	0	0	0
補正後	692,838	0	0	0	254,583	438,255

事業内容

給食調理業務委託事業（西部共同調理場）【債務負担行為】　376,000千円

西部共同調理場における給食調理業務について、民間事業者に委託し、効率的かつ安定的に実施することに伴い、本年度中に契約を締結するため、債務負担行為を設定する。

(1) 債務負担行為

ア　期間　　令和7年度から令和12年度まで

イ　限度額　376,000千円

(2) 委託施設

西部共同調理場

配送校：小学校6校（沼田小、沼北小、沼田西小、小泉小、本郷小、本郷西小）

中学校1校（本郷中）

(3) 業務内容

調理、配缶、コンテナへの積込み、洗浄、消毒、残菜等の処理、衛生管理、食材の検収、食育に関する業務支援等

※食材費及び発注業務は業務内容に含まない。

(4) 実施日数

年間200日程度

(5) 実食数（見込み）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,300食/日	1,250食/日	1,150食/日	1,100食/日	1,000食/日

(6) 契約相手方の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

(7) スケジュール（予定）

令和7年8月	プロポーザル実施公告
令和7年9月	優先交渉権者決定
令和7年10月	優先交渉権者との交渉及び契約締結
令和7年11月～令和8年3月	給食調理業務の引継ぎ及び試行等
令和8年4月	委託による給食調理業務開始

支出科目	10款：教育費　2項：小学校費　1目：学校管理費／3項：中学校費　1目：学校管理費
長期総合計画	2-2-2 教育環境の整備・充実
担当課	教育振興課
事業名	施設維持管理費

補正の理由	小・中学校の空調設備管理等委託契約に基づき、維持管理のサービス対価を増額するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	517,803	251	0	0	9,870	507,682
補正額	495	0	0	0	0	495
補正後	518,298	251	0	0	9,870	508,177

事業内容

学校施設維持管理事業　495千円

小・中学校の普通教室、職員室、図書室、理科室、音楽室等に設置した空調設備の維持管理業務については、令和14年度までの契約を締結している。契約書に規定する「消費税を除く企業向けサービス価格指数」の年平均値が、基準となる令和3年と比較して、令和6年の数値に3%以上の変動が認められたことから、3%を超える部分について、令和7年度以降の維持管理サービス対価を増額するため、増額補正する。

併せて、令和8年度から令和14年度までに必要な経費について、新たに債務負担行為を設定する。

(1) 空調整備ＰＦＩ管理等委託料　495千円

小学校費　330千円

中学校費　165千円

(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額		
			小学校費	中学校費
学校空調設備整備ＰＦＩ事業（維持管理費追加分　その２）	令和7年度から令和14年度まで	3,017千円	2,009千円	1,008千円
学校特別教室空調設備維持管理事業（維持管理費追加分　その２）	令和7年度から令和14年度まで	462千円	308千円	154千円

支出科目	10款：教育費　5項：社会教育費　1目：社会教育総務費
長期総合計画	2-3-3 文化・芸術の振興
担当課	文化課
事業名	文化振興事業費

補正の理由	一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	3,645	0	0	0	197	3,448
補正額	2,400	0	0	0	2,400	0
補正後	6,045	0	0	0	2,597	3,448

事業内容

コミュニティ助成事業　2,400千円

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業（地域の芸術環境づくり）に採択されたことに伴い、公演の開催に対する助成を行う。

(1) 事業実施団体　芸術文化センター指定管理者　一般財団法人みはら文化芸術財団

(2) 事業実施日　令和7年12月14日（日）

(3) 公演名　「The 忠臣蔵 ～ 話芸で楽しむ「忠臣蔵」～」
≪三原ゆかりの浄瑠璃作者・並木宗輔　生誕330年≫

(4) 公演概要　三原ゆかりの浄瑠璃作者である並木宗輔の生誕330年を記念した公演。代表作である「仮名手本忠臣蔵」をテーマに、第一線で活躍している真打ちが、伝統芸能である話芸（講談、義太夫節、落語、浪曲など）で紹介する。

支出科目	公共用地先行取得事業特別会計
長期総合計画	-
担当課	土地区画整理課
事業名	公共用地先行取得費

補正の理由	国補助金の内示減に伴い、都市再生整備事業費の物件移転補償費を公共用地先行取得事業特別会計に組み替え、家屋の先行的な移転補償を行うため。

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	35,520	0	0	35,500	0	20
補正後	35,520	0	0	35,500	0	20

事業内容

公共用地先行取得事業 35,520千円

都市再生整備事業費（土地区画整理事業特別会計）における都市構造再編集中支援事業費補助金の内示減に伴い、物件移転補償費を公共用地先行取得事業特別会計に組み替え、家屋の先行的な移転補償により、事業の進捗を図る。

事業費内訳

公共用地先行取得事業特別会計 単位 千円

区分	節	説明名称	補正前	補正額	補正後
公共用地先行取得費	21	物件移転補償費	0	35,520	35,520
	計		0	35,520	35,520

土地区画整理事業特別会計 単位 千円

区分	節	説明名称	補正前	補正額	補正後
都市再生整備事業費	14	道路築造・盛土整地工事費	28,800	0	28,800
	21	物件移転補償費	41,200	△ 35,520	5,680
	計		70,000	△ 35,520	34,480

議 第 6 1 号（ 1 ）

支出科目	国民健康保険（事業勘定）特別会計
長期総合計画	3-2-4 社会保障制度の適正な運営
担当課	保険医療課
事業名	一般管理費

補正の理由	令和7年8月からの高額療養費制度の負担区分判定における基準見直しに伴い、システム改修を行うため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	24,741	0	7,170	0	1	17,570
補正額	350	0	350	0	0	0
補正後	25,091	0	7,520	0	1	17,570

事業内容

国民健康保険システム改修事業　350千円

令和7年8月からの高額療養費制度の負担区分判定における基準額の見直しに伴い、国民健康保険システムの改修を行う。

(1) 基準額見直しの概要

高額療養費制度の負担区分判定において、70歳以上の低所得Ⅰ区分※の基準は、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、年金収入80万円を基準に設定していたが、70歳以上に適用される令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が806,700円となったことに伴い、現在、低所得Ⅰが適用されている所得水準の被保険者に、令和7年8月の定期判定でも引き続き低所得Ⅰが適用されるよう、基準額を806,700円に変更する予定。

(2) システム改修時期

令和7年7月

※低所得Ⅰ区分とは

住民税非課税世帯で、その世帯の各所得が、必要経費・控除（年金の所得は控除額を806,700円として計算）を差し引いたときに0円となる場合の区分のこと。

支出科目	国民健康保険（事業勘定）特別会計
長期総合計画	3-2-4 社会保障制度の適正な運営
担当課	保険医療課
事業名	賦課徴収費

補正の理由	子ども・子育て支援金の賦課徴収に伴うシステム改修を行うため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	10,820	0	1,259	0	0	9,561
補正額	9,900	9,900	0	0	0	0
補正後	20,720	9,900	1,259	0	0	9,561

事業内容

国民健康保険税システム改修事業　9,900千円

子ども・子育て支援法等の一部改正により、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から、現行の国民健康保険料・税と併せて、子ども・子育て支援金を賦課徴収することとされたことに伴い、システム改修を行う。

(1) 子ども・子育て支援金制度の概要

「こども・子育て支援加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化にあたり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設。

ア　国は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

イ　医療保険者は、現行の保険料・税と併せて、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収する。

(2) システム改修時期

令和7年9月～令和8年3月（予定）

支出科目	後期高齢者医療特別会計
長期総合計画	3-2-4 社会保障制度の適正な運営
担当課	保険医療課
事業名	賦課徴収費

補正の理由	子ども・子育て支援金の賦課徴収に伴うシステム改修を行うため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	11,282	0	0	0	1,422	9,860
補正額	4,110	4,110	0	0	0	0
補正後	15,392	4,110	0	0	1,422	9,860

事業内容

後期高齢者医療システム改修事業　4,110千円

子ども・子育て支援法等の一部改正により、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から、現行の後期高齢者医療保険料と併せて、子ども・子育て支援金を賦課徴収することとされたことに伴い、システム改修を行う。

(1) 子ども・子育て支援金制度の概要

「こども・子育て支援加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化にあたり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設。

ア　国は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

イ　医療保険者は、現行の保険料と併せて、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収する。

(2) システム改修時期

令和8年1月～3月（予定）